

学生寮給食業務委託仕様書

- 1 場所 南相馬市原町区萱浜字巣掛場 45-112
福島県立テクノアカデミー浜学生寮内食堂
- 2 委託期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 3 委託内容
- (1) 献立の作成
- ア 献立の作成に当たっては対象年齢を18歳～20歳とし、食事摂取基準に基づき適正な栄養管理を行うこと。
- イ 各食事の副食数、質、量は、食材費を有効に活用し、提案メニューに沿って適切なものとすること。
- ウ 献立の作成は、定期的に寮生の希望を聞き、甲と協議し対応すること。
- エ 献立表には、塩分、カロリー、カルシウム、蛋白質及び脂質の摂取量を表示すること。
- オ 食物アレルギーを持つ寮生への献立については、甲、乙協議の上、食事提供の可否を決定する。
- (2) 給食材料の発注
- (3) 給食材料の検収
- (4) 調理・盛付・配膳・下膳
- (5) 食器洗浄・消毒保管
- (6) 廉房内清掃
- (7) グリストラップの清掃
- (8) 寮生への栄養教育
- 4 給食日「令和4年度学生寮食事予定表」のとおり。
- 5 食事提供単価 朝食 380円
昼食 380円
夕食 530円
- 6 寮生の給食費支払
- 寮生の給食費は、1か月分をまとめて福島県立テクノアカデミー浜寮保護者会が支払う。ただし、寮生に欠員が生じた場合には、欠員分の給食費は支払わない。
- 7 欠食時の返金
- 乙は、寮則の規程（欠食について）どおり欠食届を受理したときは、食事提供単価の1/2を返金すること。
- 8 寮の欠員
- 寮定員30名に変更が生じた場合であっても、委託料は変更しないものとする。
- 9 給食時間 朝食 7:30～8:20
昼食 12:00～13:15

夕食 17：30～18：30

10 経費の負担

学校（甲）の負担	業者（乙）の負担
1 廚房の施設及び調理設備の維持、補修 (食堂・給食事務室・廚房の空調設備 ・給排水設備等)	1 紹食従業員の入件費 2 紹食材料費 3 業務に要する消耗品 (洗剤、消毒剤、調理用消耗品類等)
2 廌房設備の保管管理費	4 事務用品費
3 光熱水費	5 従業員の保健衛生費及び被服費
4 業務に要する消耗品 (調理器具・食器類)	6 法定福利厚生費及び法定外福利厚生費
5 什器、備品の購入及び補充	7 営業経費
6 害虫消毒費	8 業務に関する通信費
7 ゴミ処理費	9 保険料
8 業者負担以外の経費	

11 寄生定員 30名（令和4年度入寄者 27名（予定））

職員数 30名（予定）

学生定員 140名（令和4年度学生数 82名（予定））

12 紹食従事者

栄養士及び調理師の配置は関係法令に基づくこと。

13 食品の安全管理

紹食の提供に当たっては、食品衛生法その他関係法令を遵守し、適切な安全管理を行うこと。

14 食券の販売

(1) 寄生以外の者に食事を提供する場合は、食券又は現金により行う。

(2) 食券は10枚綴りとし、1枚から販売する。

(3) 通学生が補習等で夕食が必要となった場合は、甲、乙協議の上、食事提供の可否を決定する。

(4) アパート等に住む学生等が、年間を通して朝食、昼食、夕食を希望する場合は、甲、乙協議の上、食事提供の可否を決定する。

(5) 昼の食数が継続的に100を超えるときは、健康増進法の特定紹食施設に該当するため、報告書等適正に対応すること。

(6) 契約期間満了等で使用できなくなる食券は、精算し購入者に返金する。

15 アンケート調査

(1) 目的

寄生の紹食に関する意見を定期的に調査し、調査結果から必要な事項を紹食に反映させることにより、適正な栄養管理と安全で良質な紹食提供を行うことを目的とする。

(2) 内容及び実施時期

所定の実施時期に寮生に対しアンケート調査を行い、集計結果を提出すること。

アンケートの内容及び実施時期については、甲、乙協議の上決定すること。

アンケートの結果、改善の必要がある場合、または甲が改善を申し入れた場合はすみやかに対策を講じること。

16 給食委員会

(1) 目的

寮生の代表、委託業者、テクノアカデミー浜職員で給食内容等について協議し、相互の共通認識を図ることにより、寮生への適正な栄養管理と安全で良質な給食提供を行うことを目的とする。

(2) 構成

委託企画担当者、副校長、寮担当職員、寮生代表、その他校長が必要と認める者。

(3) 内容

ア アンケート結果等を基に、給食の栄養、質、衛生状況等について検討する。

イ 委員会で給食の栄養、質に改善の必要性が生じたときは、委員会から業務委託業者に文書、もしくは口頭で改善点を通知する。

(4) 時期

年1回、アンケート結果集計後すみやかに実施する。

なお、上記の実施時期以外に校長が特に必要と認めた場合は、随時実施することができる。

17 栄養教育

年1回、寮生に対して生活習慣病や疾病予防のための栄養教育を行う。

18 報告

(1) 衛生管理状況の報告

乙は、「3 委託内容」に定める各種清掃状況並びに「13 食品の安全管理」に定める安全管理状況について、甲に毎月報告すること。この報告内容には、グリストラップの清掃日を含めるものとする。

(2) 食事提供数の報告

乙は、食事の提供数を毎食記録したもの（寮生への提供数及び寮生外への提供数の別が分かるよう記載されたもの）を甲に月1回報告すること。

(3) 報告書類の代替

上記の報告書は、要求された内容が分かるものであれば、法令で求められる点検表の写し又は業務日誌の写し等他の作成書類の提出で代えることができる。

19 病休者への対応

乙は、感染症等で本校校長より学生寮での待機を指示された学生に対して、「1場所」で委託された食事提供場所に関わらず、食事を提供するものとする。その際の食事の受け渡しの方法については、甲乙が協議して定める。